

福井県報

第 166 号
令和 3 年
10月12日(火)
火曜日発行

目次

(※は、県例規集登載事項)

規則

※建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(

四〇・土木管理課)……………二

告示

〇介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定(三八〇・長寿福祉課)……………三

〇介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定(三八一・同)……………三

〇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定

自立支援医療機関の指定(三八二～三八四・障がい福祉課)……………三

※急傾斜地崩壊危険区域の指定(三八五・砂防防災課)……………五

※土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定の解除(三八六・同)……………五

※土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定(三八七・同)……………七

公告

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決

定(県立病院)……………九

〇大規模小売店舗立地法の規定による意見(三件・産業政策課)……………十

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決

定(公営企業課)……………一二

〇福井県県有林包括業務委託に係る公募型プロポーザルの実施(三件・県産材活用

課)……………一二

〇公共測量の実施(土木管理課)……………一七

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決

定(公共建築課)……………一八

選挙管理委員会告示

〇政治団体の設立の届出(六九)……………一八

〇政治団体の届出事項の異動に係る届出(七〇)……………一八

〇令和元年分の政治団体の収支報告書の要旨の公表の訂正(七一)……………一九

※公職選挙法事務規程の一部を改正する告示(七二)……………二〇

〇個人演説会等の施設の指定(七三)……………二〇

規則

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年十月十二日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第四十号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則(平成十三年福井県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請書等の提出部数)</p> <p>第七条 法、政令、施行規則、登録省令または分別解体省令の規定により知事に対してなすべき申請、届出または通知(以下「申請等」という。)は、当該申請等に係る申請書、届出書または通知書の正本に次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める部数の写しを添えてしなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 分別解体省令第六条第二項の届出書 一部</p> <p>三 五 (略)</p>	<p>(申請書等の提出部数)</p> <p>第七条 法、政令、施行規則、登録省令または分別解体省令の規定により知事に対してなすべき申請、届出または通知(以下「申請等」という。)は、当該申請等に係る申請書、届出書または通知書の正本に次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める部数の写しを添えてしなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 分別解体省令第三条第二項の届出書 一部</p> <p>三 五 (略)</p>

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

1811715208

福井県告示第382号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年10月12日

福井県知事 杉本 達治

福井県告示第380号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年10月12日

福井県知事 杉本 達治

- 事業所の名称
坂井市立三国病院
- 事業所の所在地
福井県坂井市三国町中央1丁目2-34
- 事業者の名称
坂井市
- 指定年月日
令和3年8月1日
- サービスの種類
通所リハビリテーション
- 介護保険事業所番号
1811715208

福井県報第166号

福井県告示第381号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和3年10月12日

福井県知事 杉本 達治

- 事業所の名称
坂井市立三国病院
- 事業所の所在地
福井県坂井市三国町中央1丁目2-34
- 事業者の名称
坂井市
- 指定年月日
令和3年8月1日
- サービスの種類
介護予防通所リハビリテーション
- 介護保険事業所番号

3 令和3年10月12日(火)

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者の氏名または名称	代表者氏名	開設者住所	指定日
更生医療 育成医療	すみれ薬局	越前市東千福町23-17	株式会社ボタニカルフ ーワジー	代表取締役 岩崎 満子	越前市東千福町23-17	令和3年10月1日
更生医療 育成医療	スギ薬局敦賀南店	敦賀市古田刈69-306	株式会社 スギ薬局	代表取締役 榊原 栄一	愛知県安城市三河安城町1丁目8 番地4	令和3年10月1日

福井県告示第383号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年10月12日

福井県知事 杉本 達治
薬局

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者氏名または名称	代表者氏名	開設者住所	指定日
精神通院 医療	クスリのアオキ江守中薬局	福井市江守中2丁目1507番地	株式会社クスリのアオキ	代表取締役 青木 宏憲	石川県白山市松本町2512番地	令和3年10月1日
精神通院 医療	クスリのアオキ吉野薬局	越前市芝原3丁目4番22号	株式会社クスリのアオキ	代表取締役 青木 宏憲	石川県白山市松本町2512番地	令和3年10月1日
精神通院 医療	クスリのアオキ高浜薬局	高浜町宮崎87北潮入6番地7	株式会社クスリのアオキ	代表取締役 青木 宏憲	石川県白山市松本町2512番地	令和3年10月1日

福井県告示第384号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年10月12日

福井県知事 杉本 達治

担当する自立支援医療の種類	名称	所在地	開設者氏名または名称	代表者	開設者住所	指定日
育成医療 更生医療	訪問看護ステーションわかさ	若狭町井崎 40-80	社会福祉法人若狭町社会福祉協議会	会長 山崎 和男	若狭町関第52号2番地	令和3年10月1日
育成医療 更生医療	訪問看護ステーションこもれび	敦賀市苅生野 95-2-1	社会福祉法人 慈攝会	理事長 河瀬 雄二	敦賀市野坂 20-29-1	令和3年10月1日

福井県告示第385号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和3年10月12日

福井県知事 杉本 達治

広野急傾斜地崩壊危険区域

市町	字	地番
鯖江市	日の出町	307の一部 1004の一部 1008の一部 1011の一部
		1012の一部 1013の一部 1014の一部 1106の一部
		1146の一部 1147の一部 1148の一部 1149の一部
		1150の一部

福井県告示第386号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき、次の土地の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域について指定を解除するので、同法第7条第6項および第9条第9項において準用する第7条第4項および第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年10月12日

福井県知事 杉本 達治

全部について指定を解除する土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
福井市北山町 (1-I-66-1)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福井市北山町 (1-I-66-2)	急傾斜地の崩壊	
福井市北山町 (1-II-16809)	急傾斜地の崩壊	

福井市杉谷町 (1-I-1073-2)	地区	急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域の表示 および当該自然現象により建 築物に作用すると想定される 衝撃に関する事項 次の図のとおり
福井市杉谷町 (1-I-1073-3)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市西谷町 (1-I-80)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市西河原町 (9-I-1531)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市境寺町 (9-I-1-28)	地区	土石流	
越前町天王・宝泉寺 (23-I-1-26-1)	地区	土石流	
越前町天王・宝泉寺 (23-I-1-26-2)	地区	土石流	
敦賀市泉ヶ丘町 (2-II-08704)	地区	急傾斜地の崩壊	
美浜町久々子 (30-I-8418)	地区	急傾斜地の崩壊	
美浜町久々子 (30-I-8418-2)	地区	急傾斜地の崩壊	
美浜町久々子 (30-I-8419)	地区	急傾斜地の崩壊	
美浜町久々子 (30-I-8419-2)	地区	急傾斜地の崩壊	
美浜町日向 (30-I-606)	地区	急傾斜地の崩壊	
美浜町日向 (30-I-607)	地区	急傾斜地の崩壊	

全部について指定を解除する土砂災害特別警戒区域の 名称	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示 および当該自然現象により建 築物に作用すると想定される 衝撃に関する事項 次の図のとおり
福井市北山町 (1-I-66-1)	地区 急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域の表示 および当該自然現象により建 築物に作用すると想定される 衝撃に関する事項 次の図のとおり
福井市北山町 (1-I-66-2)	地区 急傾斜地の崩壊	
福井市北山町 (1-II-16809)	地区 急傾斜地の崩壊	
福井市杉谷町 (1-I-1073-2)	地区 急傾斜地の崩壊	
福井市杉谷町 (1-I-1073-3)	地区 急傾斜地の崩壊	
福井市西谷町 (1-I-80)	地区 急傾斜地の崩壊	
福井市西河原町 (9-I-1531)	地区 急傾斜地の崩壊	
福井市境寺町 (9-I-1-28)	地区 土石流	
越前町天王・宝泉寺 (23-I-1-26-1)	地区 土石流	
敦賀市泉ヶ丘町 (2-II-08704)	地区 急傾斜地の崩壊	
美浜町久々子 (30-I-8418)	地区 急傾斜地の崩壊	
美浜町久々子 (30-I-8418-2)	地区 急傾斜地の崩壊	
美浜町久々子 (30-I-8419)	地区 急傾斜地の崩壊	
美浜町久々子 (30-I-8419-2)	地区 急傾斜地の崩壊	
美浜町日向 (30-I-606)	地区 急傾斜地の崩壊	
美浜町日向 (30-I-607)	地区 急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を福井県土木部砂防防災課、当該土砂災害警戒区域等を所管する各土木事務所、市役所および町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第387号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項および第9条第1項の規定に基づき、次の土地を土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に指定するので、同法第7条第4項および第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年10月12日

福井県知事 杉本 達治

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
福井市北山町 (1-I-66-1)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
福井市北山町 (1-I-66-2)	急傾斜地の崩壊	
福井市北山町 (1-II-16809)	急傾斜地の崩壊	
福井市杉谷町 (1-I-1073-2)	急傾斜地の崩壊	
福井市杉谷町 (1-I-1073-3)	急傾斜地の崩壊	
福井市西谷町 (1-I-80)	急傾斜地の崩壊	
福井市西河原町 (9-I-1531)	急傾斜地の崩壊	
福井市境寺町 (9-I-1-28)	土石流	
永平寺町浅見 (12-II-01500)	急傾斜地の崩壊	
越前町血ヶ平 (25-161)	地すべり	
越前町米ノ (25-162)	地すべり	
越前町梅浦 (25-165)	地すべり	
越前町梨子ヶ平 (25-167)	地すべり	
越前町天王・宝泉寺 (23-I-1-26-1)	土石流	
越前町天王・宝泉寺 (23-I-1-26-2)	土石流	
敦賀市野坂 (2-II-8010-1)	急傾斜地の崩壊	
敦賀市野坂 (2-II-8010-2)	急傾斜地の崩壊	
敦賀市野坂 (2-2-10-56-12)	土石流	
敦賀市野坂 (2-2-10-56-13)	土石流	
敦賀市鳩原 (2-III-8034)	急傾斜地の崩壊	
敦賀市鳩原 (2-II-8044)	急傾斜地の崩壊	
敦賀市鳩原 (2-II-8045)	急傾斜地の崩壊	
敦賀市山泉 (2-II-09206)	急傾斜地の崩壊	
敦賀市長谷 (2-2-9-55-11)	土石流	
敦賀市長谷 (2-2-9-55-12)	土石流	

敦賀市泉ヶ丘町 (2-II-08704)	地区	急傾斜地の崩壊	土砂災害特別警戒区域の表示 および当該自然現象により建 築物に作用すると想定される 衝撃に関する事項 次の図のとおり
美浜町太田 (30-III-8430)	地区	急傾斜地の崩壊	
美浜町太田 (30-III-8431)	地区	急傾斜地の崩壊	
美浜町上野 (30-II-02401)	地区	急傾斜地の崩壊	
美浜町太田 (30-3-42-15)	地区	土石流	
美浜町太田 (30-3-42-16)	地区	土石流	
美浜町太田 (30-3-42-17-1)	地区	土石流	
美浜町太田 (30-3-42-17-2)	地区	土石流	
美浜町久々子 (30-I-8418)	地区	急傾斜地の崩壊	
美浜町久々子 (30-I-8418-2)	地区	急傾斜地の崩壊	
美浜町久々子 (30-I-8419)	地区	急傾斜地の崩壊	
美浜町久々子 (30-I-8419-2)	地区	急傾斜地の崩壊	
美浜町日向 (30-I-606)	地区	急傾斜地の崩壊	
美浜町日向 (30-I-607)	地区	急傾斜地の崩壊	
土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類		
福井市北山町 (1-I-66-1)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市北山町 (1-I-66-2)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市北山町 (1-II-16809)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市杉谷町 (1-I-1073-2)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市杉谷町 (1-I-1073-3)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市西谷町 (1-I-80)	地区	急傾斜地の崩壊	
福井市西河原町 (9-I-1531)	地区	急傾斜地の崩壊	
永平寺町浅見 (12-II-01500)	地区	急傾斜地の崩壊	
敦賀市野坂 (2-II-8010-1)	地区	急傾斜地の崩壊	
敦賀市野坂 (2-II-8010-2)	地区	急傾斜地の崩壊	
敦賀市野坂 (2-2-10-56-12)	地区	土石流	
敦賀市野坂 (2-2-10-56-13)	地区	土石流	
敦賀市鳩原 (2-III-8034)	地区	急傾斜地の崩壊	
敦賀市鳩原 (2-II-8044)	地区	急傾斜地の崩壊	
敦賀市鳩原 (2-II-8045)	地区	急傾斜地の崩壊	
敦賀市山泉 (2-II-09206)	地区	急傾斜地の崩壊	
敦賀市長谷 (2-2-9-55-11)	地区	土石流	
敦賀市長谷 (2-2-9-55-12)	地区	土石流	

敦賀市泉ヶ丘町 (2-II-08704)	地区	急傾斜地の崩壊
美浜町太田 (30-III-8430)	地区	急傾斜地の崩壊
美浜町太田 (30-III-8431)	地区	急傾斜地の崩壊
美浜町上野 (30-II-02401)	地区	急傾斜地の崩壊
美浜町太田 (30-3-42-15)	地区	土石流
美浜町太田 (30-3-42-16)	地区	土石流
美浜町太田 (30-3-42-17-1)	地区	土石流
美浜町太田 (30-3-42-17-2)	地区	土石流
美浜町久々子 (30-I-8418)	地区	急傾斜地の崩壊
美浜町久々子 (30-I-8418-2)	地区	急傾斜地の崩壊
美浜町久々子 (30-I-8419)	地区	急傾斜地の崩壊
美浜町久々子 (30-I-8419-2)	地区	急傾斜地の崩壊
美浜町日向 (30-I-606)	地区	急傾斜地の崩壊
美浜町日向 (30-I-607)	地区	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を福井県土木部砂防防災課、当該土砂災害警戒区域等を所管する各土木事務所、市役所および町役場に備え置いて縦覧に供する。）

図 号

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年10月12日

福井県立病院長 橋爪 泰夫

- 落札に係る調達物品の名称および調達予定数量
1. 重油（JIS規格1種1号）
1,500キロリットル
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 落札者を決定した日
令和3年9月24日
- 落札者の名称および住所
タナカエネルギー株式会社
福井市毛矢3丁目1番21号
- 落札金額

- 1 リットル当たり 81円90銭
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年8月10日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年10月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
ウエルシア福井北四ツ居店
福井県福井市北四ツ居一丁目2501 外8筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
ウエルシア薬局株式会社
代表取締役 松本 忠久
東京都千代田区外神田二丁目2番15号

- 3 聴取した意見の概要

福井市

【道路について】

・ 開発行為等で舗装が痛んだ場合現況復旧すること。

【環境について】

・ 当該大規模小売店舗については、福井市公害防止条例（平成11年福井市条例第25号）の特定工場の要件に該当すると想定されるので、同条例に基づく「特定工場設置届出書」を提出すること。なお、定格出力2.25kW以上の空調室外機、冷凍室外機等が該当となる。

・ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）および振動規制法（昭和51年法律第64号）に基づく特定建設作業を行う場合は、「特定建設作業実施届出書」を提出するようにより工事業者へ伝えること。

・ 作業後も公害（悪臭、騒音および振動等）が発生しないように、届出書に記載されている対策を確実に実施すること。特に早朝および夜間の搬入時の作業については、車両のバックアップ音、カーブ使用音などの騒音に十分配慮するとともに、住宅から離れた搬入口を使用すること。

・ 近隣に住宅が複数存在するため、空調室外機等の騒音発生施設の配置や仕様等について十分配慮するとともに、定期的な点検等を実施し、施設の稼働や故障を起因とする騒音発生の未然防止に努めること。特に、24時間稼働する施設からの騒音について

では、十分留意すること。

・ 店舗周辺の環境保全のため、環境関係法令を遵守し、周辺住民から公害に関する要望があった場合は、誠実に対応すること。

4 聴取した意見の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部産業政策課

(2) 福井県福井市手寄一丁目4番1号アオッサ5階
福井市商工労働部商工振興課

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により鯖江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年10月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
ウエルシア鯖江上河端町店
福井県鯖江市上河端町3-25
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
ウエルシア薬局株式会社
代表取締役 松本 忠久
東京都千代田区外神田二丁目2番15号

3 聴取した意見の概要

鯖江市

【農地】

・ 近隣の農業用排水路など農業用施設の維持管理に支障を与えないこと

・ 近隣農地の営農に支障を与えないこと

【土木工事】

・ 市道への乗入れ口の構造について、別途土木課と協議を行うこと

・ 排水計画（流量計算、排水先、流域図等の確認）について、別途土木課と協議を行うこと

・ 雨水流出抑制に協力を願いたい

【騒音】

- ・ 周辺の住環境には十分配慮し、騒音対策を徹底すること
- ・ 建設作業において、騒音規制法（昭和43年法律第98号）および振動規制法（昭和51年法律第64号）の特定建設作業に該当するものがあるときは、法を遵守すること

【廃棄物】

- ・ 廃棄物の処理に関しては、関係法令に基づき適切な処理を行い、ごみの減量化および再資源化に可能な限り努めること

4 聴取した意見の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部産業政策課
- (2) 福井県鯖江市西山町13-1
鯖江市産業環境部商工観光課

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により敦賀市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年10月12日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

ウエルシア敦賀中央町店

福井県敦賀市中央町二丁目4

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

ウエルシア薬局株式会社

代表取締役 松本 忠久

東京都千代田区外神田二丁目2番15号

3 聴取した意見の概要

敦賀市

- ・ 駐車場利用可能時間が以前の店舗と異なるため、変更事項について、福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例（平成16年福井県条例第18号）第21条の規定に基づき、敦賀警察署長より防犯上の意見を求めること。

- ・ 緊急避難場所としての指定や生活物資の供給等に係る協定締結など災害時における避難者支援に資する市の防災対策に可能な範囲でご協力いただきたい。

- ・ 子どもたちのたまり場とならないよう留意していただくとともに、愛護センサー等の補導巡視に協力をお願いしたい。

- ・ 児童生徒の深夜徘徊や万引き等の犯罪を事前に防ぐことができるよう、店内の防犯対策や警備の強化をお願いしたい。

- ・ 敦賀市校長会や敦賀市小中学校生徒指導部会と、「防犯対策の検討」「犯罪等発生時の対応についての協議」等を実施し、協力して児童生徒を守る体制づくりをお願いしたい。

- ・ もし犯罪行為等が発生した場合は、すみやかに警察へ通報願いたい。

- ・ 搬入、搬出車両等のエンジン停止に努め、騒音および排気ガスの軽減に努めること。

- ・ 車両、荷捌き、運搬作業等による騒音の発生防止に努めること。

- ・ 事業所から発生する事業系一般廃棄物を自ら運搬する場合は、敦賀市清掃センターへ直接持ち込むこと。（但し、事業系向けの処理手数料の支払いが必要）

- ・ 他者へ収集運搬を委託する場合は、敦賀市の一般廃棄物収集運搬許可業者と直接契約すること。

- ・ 町内会で管理するごみ収集所（ごみステーション）に搬出することはできないため、注意すること。

- ・ 給水計画について、別途敦賀市水道課と協議願いたい。

- ・ 排水整備について敦賀市下水道課と協議願いたい。

- ・ 敦賀市景観条例（平成26年敦賀市条例第17号）に基づき、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更の行為を行おうとする場合は、当該行為に着手する日の30日前までに、景観計画区域内行為届出書を提出すること。

- ・ 屋外広告物の設置を行う場合は、福井県屋外広告物条例（昭和39年福井県条例第45号）に定める設置基準に適合するものとして設置を行い、許可を要する場合は、許可申請書を提出すること。

- ・ 延床面積500㎡以上の建築物の増改築を行う場合は、敦賀市土地利用調整条例（平成17年敦賀市条例第20号）の規定による届出対象となるので、事前に敦賀市都市政策課と協議を行うこと。

- ・ 当該地は特別用途地区内に当たりますので、敦賀市特別用途地区建築条例（平成19年敦賀市条例第25号）を遵守した上で、増改築を行うようお願いしたい。

4 聴取した意見の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部産業政策課

(2) 福井県敦賀市中央町二丁目1番1号
敦賀市産業経済部商工貿易振興課

(3) 福井県敦賀市中央町一丁目7番42号敦賀合同庁舎内
福井県会計局会計課二州会計室

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者等について、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年10月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る調達物品の名称および調達予定数量
A重油（JIS規格重油1種1号）
350キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県産業労働部公営企業課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年9月24日
- 4 落札者の氏名および住所
竹中産業株式会社福井営業所
福井市花堂南1丁目11-25
- 5 落札金額（税抜）
1リットル当たり82.2円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年8月10日

福井県国有林包括業務委託（福井地区）に係る公募型プロポーザルへの参加者募集について、次のとおり公告する。

令和3年10月12日

福井県知事 杉本 達治

1 業務概要

- (1) 委託業務名

福井県国有林包括業務委託（福井地区）

- (2) 委託区域の概要

ア 委託区域

福井県農林総合事務所管内における国有林

イ 委託区域の面積

986ha（60事業地）

(3) 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

(4) 委託業務内容

次のアからエのとおりとする。

なお、業務の具体的な内容については、国有林包括業務委託事業仕様書を基本とし、技術・提案書の内容を受けて最終的に決定する。

ア 委託区域内の国有林における事業終了までの施業方針を策定するとともに、当面5年間の間伐等の森林施業および間伐材生産、路網整備（以下「森林施業等」という。）に係る森林経営計画を策定して市町長等の認定を受けること。また、当該計画の進捗を管理すること。

イ 森林経営計画に基づき、森林施業等を実施するとともに、実施に必要な現場調査、現場監督を行うこと。

ウ 森林作業道等の維持・管理を行うこと（ただし、災害時における復旧工事等は除く。）。

エ 委託区域内の国有林における巡視、施業境杭の保全を行うこと。

(5) 委託料の限度額

県は毎年度予算の範囲内において、当該業務に必要な経費（以下「事業費」という。）から受託者が受領する補助金等相当額（造林補助金等）を差し引いた額を委託料として支払うこととし、その限度額は下記のとおりとする。

（単位：千円）

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
8,294	9,371	10,018	9,916	10,393	47,992

※ 消費税および地方消費税額を含む。

2 参加資格

公募に参加できる事業者は、次の(1)アからウまでのいずれかに該当する者で、(2)アからサまでの要件をすべて満たす者とする。

(1)ア 民間林業事業者（注1）および森林組合で構成され、素材生産および路網整備に従事する者が表1の人員数確保できる「共同企業体（注2）」

イ 民間林業事業者（注1）で構成され、素材生産および路網整備に従事する者が表1の人員数確保できる「共同企業体（注2）」

ウ 素材生産および路網整備に従事する者が表1の人員数確保できる「林業関係団体（注3）」、もしくはは林業関係団体を構成員に含む「共同企業体（注2）」

ただし、森林組合を会員とする林業関係団体が参加する場合は、民間林業事業者

または民間林業事業者を会員とする林業関係団体との連携を基本とする。

(表1) 素材生産および路網整備に従事する技術者数

	素材生産	路網整備
技術者数	4人以上	3人以上

(注1) 民間林業事業者とは、森林組合以外の民間林業事業者ただし、森林組合および森林組合を会員とする林業関係団体の役員および職員で構成する法人等は除く。

(注2) 構成員のうち1者以上が「福井県森林整備工事入札参加資格者(注4)」、「森づくり隊(注5)」、「認定事業者(注6)」、「意欲と能力のある林業経営者(注7)」、「育成経営体(注8)」いずれかの登録・認定を受けている共同企業体
(注3) 「福井県森林整備工事入札参加資格者(注4)」、「森づくり隊(注5)」、「認定事業者(注6)」、「意欲と能力のある林業経営者(注7)」、「育成経営体(注8)」いずれかの登録・認定を受けている団体

(注4) 森林整備工事の請負契約に係る競争入札の参加者の資格等(平成20年1月29日福井県告示第50号)の第6の(2)に規定する「森林整備工事入札参加資格者名簿」に登録されている者

(注5) 森づくり隊構成員認定要領(平成20年4月1日 県材第339号)の第3の2に基づき、県の認定を受けている者

(注6) 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年度制定)の第5条に基づき、雇管理の改善および事業の合理化に取り組む内容の改善計画を作成し、県の認定を受けている者

(注7) 福井県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領(令和元年7月10日 県材第543号)第3の1に基づき登録されている者および団体

(注8) 福井県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領(令和元年7月10日 県材第543号)第3の2に基づき登録されている者および団体

(2)ア 包括業務の受託により、個人有林の整備など、これまでの森林施業・管理に影響を及ぼさない者であること(これまでの個人有林からの間伐材生産量を維持できる者)。

イ 福井県内に主たる事務所を置く、または置こうとする者であること。

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと。

オ 労働保険(労働者災害補償保険および雇用保険をいう。)および社会保険(健康保険および厚生年金保険をいう。)に加入し、かつ、保険料の滞納がない者である

こと。労働保険に加入できない場合は、民間の傷害保険等に加入している者

カ 本店、支店および営業所等が国税または地方税を滞納していない者であること。
キ 福井県森林整備工事契約に係る指名停止等の措置要領に基づく知事の指名停止の措置を受けていない者であること。または措置要件に該当する事実がない者であること。

ク 当該業務の実施に必要な資格を有する者を一定数以上雇用している者であること。

【業務管理者1名以上、専門技術者1名以上、技術作業員5名以上を有する共同企業体もしくはは林業関係団体】

ケ 1募集につき、共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複参加していないこと。

コ 本委託の契約締結後、共同企業体または林業関係団体として、速やかに「意欲と能力のある林業経営者」、「育成経営体」のいずれかに登録することができる者であること。

サ その他知事が必要と認める事項

3 提案事項

委託区域における事業(経営)方針、間伐を主体とする森林施業等、木材の活用および管理業務の実施方針、手法、体制ならびに実施計画等とする。

4 手続等

(1) 担当部局

〒910-8555

福井市松本3丁目16-10

福井県福井農林総合事務所林業部林業・木材活用課

電話番号 0776-21-8213

FAX番号 0776-21-8210

メールアドレス fuku-noso-ringyo@pref.fukui.lg.jp

(2) 募集要領の交付期間

当該業務委託に係る募集要領を公告の日から令和3年11月30日(火)午後5時まで、担当部局または県ホームページにおいて交付する。

(3) 参加表明書の提出期限ならびに提出場所および方法

ア 提出期限 令和3年11月30日(火)午後5時まで

イ 提出方法

担当部局まで持参または郵送による。

(4) 技術・施業提案書の提出期限ならびに提出場所および方法

ア 提出期限

令和3年12月24日(金)午後5時まで

イ 提出方法

担当部局まで持参または郵送による。

5 その他

詳細は、「福井県県有林包括業務委託（福井地区）に係る公募型プロポーザル募集要領」による。

6 Summary

- (1) Consignment business name and quantity
Fukui prefecture forests comprehensive outsourcing consignment zone 986ha (60 project sites)
- (2) Deadline for submission of participation statement
PM 5:00, November 30, 2021
- (3) Deadline for submission of technical and forest silvicultural proposal
PM 5:00, December 24, 2021
- (4) Name and address of the departments
Fukui prefectural Fukui Agriculture and Forestry General Office, 16-10, Matsumoto3-chome, Fukui city, Fukui prefecture 910-8555, Japan

福井県県有林包括業務委託（坂井地区）に係る公募型プロポーザルへの参加者募集について、次のとおり公告する。

令和3年10月12日

福井県知事 杉本 達治

1 業務概要

- (1) 委託業務名
福井県県有林包括業務委託（坂井地区）
- (2) 委託区域の概要

ア 委託区域

坂井農林総合事務所管内における県有林

イ 委託区域の面積

892ha（28事業地）

(3) 委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

(4) 委託業務内容

次のアからエのとおりとする。

なお、業務の具体的な内容については、県有林包括業務委託事業仕様書を基本とし、技術・施業提案書の内容を受けて最終的に決定する。

ア 委託区域内の県有林における事業終了までの施業方針を策定するとともに、当面5年間の間伐等の森林施業および間伐材生産、路網整備（以下「森林施業等」とい

う。）に係る森林経営計画を策定して市町長等の認定を受けること。また、当該計画の進捗を管理すること。

イ 森林経営計画に基づき、森林施業等を実施するとともに、実施に必要な現場調査、現場監督を行うこと。

ウ 森林作業道等の維持・管理を行うこと（ただし、災害時における復旧工事等は除く。）。

エ 委託区域内の県有林における巡視、施業境杭の保全を行うこと。

(5) 委託料の限度額

県は毎年度予算の範囲内において、当該業務に必要な経費（以下「事業費」という。）から受託者が受領する補助金等相当額（造林補助金等）を差し引いた額を委託料として支払うこととし、その限度額は下記のとおりとする。

（単位：千円）

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
3,551	4,009	4,030	4,030	4,030	19,650

※ 消費税および地方消費税額を含む。

2 参加資格

公募に参加できる事業者は、次の(1)アからウまでのいずれかに該当する者で、(2)アからサまでの要件をすべて満たす者とする。

(1)ア 民間林業事業者（注1）および森林組合で構成され、素材生産および路網整備に従事する者が表1の人員数確保できる「共同企業体（注2）」

イ 民間林業事業者（注1）で構成され、素材生産および路網整備に従事する者が表1の人員数確保できる「共同企業体（注2）」

ウ 素材生産および路網整備に従事する者が表1の人員数確保できる「林業関係団体（注3）」、もしくは林業関係団体を構成員を含む「共同企業体（注2）」

ただし、森林組合を会員とする林業関係団体が参加する場合は、民間林業事業者または民間林業事業者を会員とする林業関係団体との連携を基本とする。

（表1）素材生産および路網整備に従事する技術者数

	素材生産	路網整備
技術者数	2人以上	1人以上

（注1）民間林業事業者とは、森林組合以外の民間林業事業者

ただし、森林組合および森林組合を会員とする林業関係団体の役員および職員で構成する法人等は除く。

（注2）構成員のうち1者以上が「福井県森林整備工事入札参加資格者（注4）」、「森づくり隊（注5）」、「認定事業者（注6）」、「意欲と能力のある林業経営者（注7）」、「育成経営体（注8）」いずれかの登録・認定を受けている共同企業体

（注3）「福井県森林整備工事入札参加資格者（注4）」、「森づくり隊（注5）」、「認定事業者（注6）」、「意欲と能力のある林業経営者（注7）」、「育成経営体

- (注8) 「いずれか」の登録・認定を受けている団体
- (注4) 森林整備工事の請負契約に係る競争入札の参加者の資格等（平成20年1月29日 福井県告示第50号）の第6の（2）に規定する「森林整備工事入札参加資格者名簿」に登録されている者
- (注5) 森づくり隊構成員認定要領（平成20年4月1日 県材第339号）の第3の2に基づき、県の認定を受けている者
- (注6) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年度制定）の第5条に基づき、雇管理の改善および事業の合理化に取り組み内容の改善計画を作成し、県の認定を受けている者
- (注7) 福井県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領（令和元年7月10日 県材第543号）第3の1に基づき登録されている者および団体
- (注8) 福井県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領（令和元年7月10日 県材第543号）第3の2に基づき登録されている者および団体
- (2)ア 包括業務の受託により、個人有林の整備など、これまでの森林施業・管理に影響を及ぼさない者であること（これまでの個人有林からの間伐材生産量を維持できる者）。
- イ 福井県内に主たる事務所を置く、または置こうとする者であること。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと。
- オ 労働保険（労働者災害補償保険および雇用保険をいう。）および社会保険（健康保険および厚生年金保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がない者であること。労働保険に加入できない場合は、民間の傷害保険等に加入している者
- カ 本店、支店および営業所等が国税または地方税を滞納していない者であること。
- キ 福井県森林整備工事契約に係る指名停止等の措置要領に基づき知事の指名停止の措置を受けていない者であること。または措置要件に該当する事実がない者であること。
- ク 当該業務の実施に必要な資格を有する者を一定数以上雇用している者であること。
- 。 「業務管理者1名以上、専門技術者1名以上、技術作業員1名以上を有する共同企業体もしくは林業関係団体」
- ケ 1 募集につき、共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複参加していないこと。
- コ 本委託の契約締結後、共同企業体または林業関係団体として、速やかに「意欲と

- 能力のある林業経営者」、 「育成経営体」のいずれかに登録することができる者であること。
- サ その他知事が必要と認める事項
- 3 提案事項
- 委託区域における事業（経営）方針、間伐を主体とする森林施業等、木材の活用および管理業務の実施方針、手法、体制ならびに実施計画等とする。
- 4 手続等
- (1) 担当部局
〒913-8511
坂井市三国町水居17-45
福井県坂井農林総合事務所林業部林業・木材活用課
電話番号 0776-81-3223
FAX番号 0776-82-8134
メールアドレス saka-noso-ringyo@pref.fukui.lg.jp
- (2) 募集要領の交付期間
当該業務委託に係る募集要領を公告の日から令和3年11月30日（火）午後5時まで、担当部局または県ホームページにおいて交付する。
- (3) 参加表明書の提出期限ならびに提出場所および方法
- ア 提出期限
令和3年11月30日（火）午後5時まで
- イ 提出方法
担当部局まで持参または郵送による。
- (4) 技術・施業提案書の提出期限ならびに提出場所および方法
- ア 提出期限
令和3年12月24日（金）午後5時まで
- イ 提出方法
担当部局まで持参または郵送による。
- 5 その他
詳細は、「福井県有林包括業務委託（坂井地区）に係る公募型プロポーザル募集要領」による。
- 6 Summary
- (1) Consignment business name and quantity
Fukui prefecture forests comprehensive outsourcing consignment zone 892ha (28 project sites)
- (2) Deadline for submission of participation statement
PM 5:00, November 30, 2021
- (3) Deadline for submission of technical and forest silvicultural proposal

PM 500, December 24, 2021

- (4) Name and address of the departments
Fukui prefectural Sakai Agriculture and Forestry General Office, 17-45, Mizui
Mikunicho, Sakai city, Fukui prefecture 913-8511, Japan

福井県国有林包括業務委託（丹南地区）に係る公募型プロポーザルへの参加者募集について、次のとおり公告する。

令和3年10月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 業務概要
- (1) 委託業務名
福井県国有林包括業務委託（丹南地区）
- (2) 委託区域の概要
- ア 委託区域
丹南農林総合事務所管内における国有林
- イ 委託区域の面積
4, 384ha（207事業地）
- (3) 委託期間
契約の日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託業務内容
次のアからエのとおりとする。
- なお、業務の具体的な内容については、国有林包括業務委託事業仕様書を基本とし、技術・施業提案書の内容を受けて最終的に決定する。
- ア 委託区域内の国有林における事業終了までの施業方針を策定するとともに、当面5年間の間伐等の森林施業および間伐材生産、路網整備（以下「森林施業等」という。）に係る森林経営計画を策定して市町長等の認定を受けること。また、当該計画の進捗を管理すること。
- イ 森林経営計画に基づき、森林施業等を実施するとともに、実施に必要な現場調査、現場監督を行うこと。
- ウ 森林作業道等の維持・管理を行うこと（ただし、災害時における復旧工事等は除く。）。
- エ 委託区域内の国有林における巡視、施業境杭の保全を行うこと。
- (5) 委託料の限度額
県は毎年度予算の範囲内において、当該業務に必要な経費（以下「事業費」という。）から受託者が受領する補助金等相当額（造林補助金等）を差し引いた額を委託料として支払うこととし、その限度額は下記のとおりとする。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
30,411	29,845	34,094	39,918	42,012	176,280

※ 消費税および地方消費税額を含む。

2 参加資格

公募に参加できる事業者は、次の(1)アからウまでのいずれかに該当する者で、(2)アからサまでの要件をすべて満たす者とする。

- (1)ア 民間林業事業者（注1）および森林組合で構成され、素材生産および路網整備に従事する者が表1の人員数確保できる「共同企業体（注2）」

イ 民間林業事業者（注1）で構成され、素材生産および路網整備に従事する者が表1の人員数確保できる「共同企業体（注2）」

ウ 素材生産および路網整備に従事する者が表1の人員数確保できる「林業関係団体（注3）」、もしくは林業関係団体を構成員に含む「共同企業体（注2）」

ただし、森林組合を会員とする林業関係団体が参加する場合は、民間林業事業者または民間林業事業者を会員とする林業関係団体との連携を基本とする。

（表1）素材生産および路網整備に従事する技術者数

	素材生産	路網整備
技術者数	17人以上	5人以上

（注1）民間林業事業者とは、森林組合以外の民間林業事業者

ただし、森林組合および森林組合を会員とする林業関係団体の役員および職員で構成する法人等は除く。

（注2）構成員のうち1者以上が「福井県森林整備工事入札参加資格者（注4）」、「森づくり隊（注5）」、「認定事業体（注6）」、「意欲と能力のある林業経営者（注7）」、「育成経営体（注8）」いずれかの登録・認定を受けている共同企業体

（注3）「福井県森林整備工事入札参加資格者（注4）」、「森づくり隊（注5）」、「認定事業体（注6）」、「意欲と能力のある林業経営者（注7）」、「育成経営体（注8）」いずれかの登録・認定を受けている団体

（注4）森林整備工事の請負契約に係る競争入札の参加者の資格等（平成20年1月29日 福井県告示第50号）の第6の(2)に規定する「森林整備工事入札参加資格者名簿」に登録されている者

（注5）森づくり隊構成員認定要領（平成20年4月1日 県材第339号）の第3の2に基づき、県の認定を受けている者

（注6）林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年度制定）の第5条に基づき、雇用管理の改善および事業の合理化に取り組み内容の改善計画を作成し、県の認定を受けている者

（注7）福井県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領（令和元年7月10日 県材第543号）第3の1に基づき登録されている者および団体

（注8）福井県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領（令和元年7月10日 県材第543号）第3の1に基づき登録されている者および団体

(注8) 福井県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領(令和元年7月10日 県材第543号)第3の2に基づき登録されている者および団体

(2)ア 包括業務の受託により、個人有林の整備など、これまでの森林施業・管理に影響を及ぼさない者であること(これまでの個人有林からの間伐材生産量を維持できる者)。

イ 福井県内に主たる事務所を置く、または置こうとする者であること。

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと。

オ 労働保険(労働者災害補償保険および雇用保険をいう。)および社会保険(健康保険および厚生年金保険をいう。)に加入し、かつ、保険料の滞納がない者であること。労働保険に加入できない場合は、民間の傷害保険等に加入している者

カ 本店、支店および営業所等が国税または地方税を滞納していない者であること。

キ 福井県森林整備工事契約に係る指名停止等の措置要領に基づき知事の指名停止の措置を受けていない者であること。または措置要件に該当する事実がない者であること。

ク 当該業務の実施に必要な資格を有する者を一定数以上雇用している者であること。
。 [業務管理者5名以上、専門技術者5名以上、技術作業員12名以上を有する共同企業体もしくは林業関係団体]

ケ 1 募集につき、共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複参加していないこと。

コ 本委託の契約締結後、共同企業体または林業関係団体として、速やかに「意欲と能力のある林業経営者」、「育成経営体」のいずれかに登録することができる者であること。

サ その他知事が必要と認める事項

3 提案事項
委託区域における事業(経営)方針、間伐を主体とする森林施業等、木材の活用および管理業務の実施方針、手法、体制ならびに実施計画等とする。

4 手続等
(1) 担当部局

〒915-0882

越前市上太田町41-5

福井県丹南農林総合事務所林業部林業・木材活用課

電話番号 0778-23-4961

FAX番号 0778-21-3170

メールアドレス tan-noso-ringyo@pref.fukui.lg.jp

(2) 募集要領の交付期間

当該業務委託に係る募集要領を公告の日から令和3年11月30日(火)午後5時まで、担当部局または県ホームページにおいて交付する。

(3) 参加表明書の提出期限ならびに提出場所および方法

ア 提出期限

令和3年11月30日(火)午後5時まで

イ 提出方法

担当部局まで持参または郵送による。

(4) 技術・施業提案書の提出期限ならびに提出場所および方法

ア 提出期限

令和3年12月24日(金)午後5時まで

イ 提出方法

担当部局まで持参または郵送による。

5 その他

詳細は、「福井県国有林包括業務委託(丹南地区)に係る公募型プロポーザル募集要領」による。

6 Summary

(1) Consignment business name and quantity

Fukui prefecture forests comprehensive outsourcing consignment zone 4.384ha

(207 project sites)

(2) Deadline for submission of participation statement

PM 5:00, November 30,2021

(3) Deadline for submission of technical and forest silvicultural proposal

PM 5:00, December 24,2021

(4) Name and address of the departments

Fukui prefectural Tannan Agriculture and Forestry General Office, 41-5,

Kaniota cho, Echizen city, Fukui prefecture 915-0882, Japan

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和3年9月28日に坂井市より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年10月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
坂井市
- 2 作業の種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 3 作業の期間
令和3年10月12日から令和4年2月25日まで
- 4 作業の地域
坂井市一円

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年10月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
恐竜博物館の機能強化整備にかかる建築工事（その1）
博物館
- 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上1階、地下2階
延べ面積 7,092平方メートル
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県土木部公共建築課
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年8月5日
- 4 落札者の氏名および所在地
株式会社熊谷組 福井営業所、大北久保健建設株式会社、大野建設工業株式会社、恐竜博物館の機能強化整備にかかる建築工事（その1）特定建設工事共同企業体
福井県福井市大手3丁目2番1号
- 5 落札金額
3,294,940,000円（税込み）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和3年5月18日

選挙管理委員会公告

福井県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年10月12日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和3年8月23日	土田信義後援会	大塚 孝一	田中 彰	越前市帆山町17-2-1

福井県選挙管理委員会告示第70号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年10月12日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和3年8月23日	森ゆきつぐ後援会	達川 昌美	代表者	達川 昌美	小林 武一
令和3年9月1日	福井県商工政治連盟	佐飛 敏治	主たる事務所 の所在地 会計責任者	あわら市花乃杜3-24-11 田中 喜吉	鯖江市糺町20-3-8 山内 和芳

福井県選挙管理委員会告示第71号

令和元年分の政治団体の収支報告書の要旨（令和2年福井県選挙管理委員会告示第74号）の一部を次のように改正する。

令和3年10月12日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

【その他の政治団体】の稲田朋美鷹巣地区後援会の項中

「2 支出総額 49,950 を

3 翌年への繰越額 36,395」

「2 支出総額 75,640 に、

3 翌年への繰越額 10,705」

「政治活動費 49,950 を

組織活動費 49,950」

「政治活動費 75,640 に

組織活動費 75,640」

改める。

福井県選挙管理委員会告示第七十二号

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年十月十二日

福井県選挙管理委員会 委員長 金井 亨

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示

公職選挙法事務規程（昭和二十九年福井県選挙管理委員会告示第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第二（第五十条関係）

別表第二

一・二（略）

一・二（略）

三 老人ホーム

三 老人ホーム

指定病院等名

指定病院等所在地

指定病院等名

指定病院等所在地

ウエルネス木村
(略)

(略)

(略)

ウエルネス木村
(略)

(略)

(略)

サービス付き高齢者向け住宅コンフォガー

あわら市市姫三丁目二十四番

デン木村

八号

越前市寿楽園
(略)

(略)

(略)

越前市寿楽園
(略)

(略)

(略)

四・五（略）

四・五（略）

附則

この告示は、令和三年十月十二日から施行する。

福井県選挙管理委員会告示第73号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、若狭町選挙管理委員会から、同条第1項第3号に規定する個人演説会等の施設を指定した旨の報告があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年10月12日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

施設の名称	施設の所在地	指定年月日
みさき漁村体験施設	若狭町神子第14号4番地	令和3年9月1日

令和三年十月十二日発行

発行人 千九一〇一八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県